

令和 5 年度 日本平観光案内デジタルサイネージ設置業務委託仕様書

1 業務名称

令和 5 年度 日本平観光案内デジタルサイネージ設置業務委託

2 委託期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 25 日 (月)

3 設置場所

静岡市清水区草薙地内 (4 業務概要 ②設置位置についてのとおりに)

4 業務概要

本業務は、観光案内板デジタルサイネージについて、盤面製作のデザインやコンテンツの内容、設置手法等について提案頂き、採用した提案に基づきデジタルサイネージを製作して、現地への設置※1※2※3を行うものである。

※1...設置は、基礎工事(設置場所に関わる事前調査を含む)、電気線・通信線の引き込みに関する工事を含む。電気線、通信線の地中配管工事の実施に際して、既に埋設されている関係埋設企業体等との調整についても受注者において行うこと。

※2...観光案内板デジタルサイネージの設置予定位置には、既設標識があるため、既設標識は本業務で撤去し、同位置に新設すること。

※3...発注者より、設置のための各種申請に伴う資料作成について指示があった場合はそれに従い、必ず設置許可を受けてから設置工事を行うこと。特に、市への屋外広告物承認申請時に必要となる設計図面(形状、面積、材料、構造、色彩及び耐震・風圧加重計算がわかるもの)は、受注者で作成すること。

① 費用負担について

- ・ 当該デジタルサイネージの設置のため、受注者が試掘を行い、地下埋設物等を確認した結果、デジタルサイネージの設置が困難であると発注者が判断した場合、試掘後の原状復旧までにかかる費用は、発注者が負担する。
- ・ 本業務の契約内容はデジタルサイネージの設置までであり、設置後におけるデジタルサイネージの維持管理に関する内容は、本業務に含まない。(設置後の電気代や通信料においても、本業務には含まない。)

②設置場所について

■静岡市清水区草薙地内



既設標識を撤去し、同じ位置にデジタルサイネージ観光案内板を新設する。

既設標識の撤去は、本契約に含むものとする。

③ 設置について

- ・ 設置場所は、関係機関との協議のうえ、必ず発注者の了解のもと、決定すること。
- ・ 工事にあたっては、必要に応じて交通誘導人員を配置するなど、周辺の安全確保を十分に行うとともに、観光地の妨げにならないよう配慮すること。

④ デジタルサイネージの条件及びサイズについて

<案内板の仕組み>

- ・ デジタルサイネージは配信型またはスタンドアローン型（USB 型）とし、現地への設置手法、設置後の維持管理手法、コンテンツの更新方法等総合的に優れたものとする。
- ・ デジタルサイネージはタッチ式とし、多言語対応としていること。（日本語・英語・中国語簡体・中国語繁体・韓国語）
- ・ ディスプレイサイズは視認性等を考慮し 75 インチ以上を基本とし、直射日光等に耐えうる状態で設置すること。
- ・ ディスプレイの画面割は 2 画面とし、デフォルトは日本平内における当該地周辺の地図と、本県の観光政策に関する取組や日本平観光協会からの観光情報等を画像や動画のローテーションで周知出来る画面とすること。周知する情報については、本県から提供する。各画面の配置や割合は発注者側から指定せず、視認性を考慮した受注者からの提案によるものとする。
- ・ 表示する内容の需要を把握するため、利用者による情報表示の履歴が把握出来る仕組みとすること。
- ・ 表示する地図について、施設名称等の情報の変更が生じた際は、速やかに表示内容を更新出来る仕組みとすること。
- ・ 既設案内板の情報をできる限り反映させること。

<コンテンツ内容>

- ・ 日本平周辺地域と広域の地図を切り替えにて表示できること。
- ・ 広域の地図範囲は、静岡駅周辺から清水区三保までを含めた範囲とする。
- ・ 日本平及びその周辺における観光地の周遊性を高めるため、当該地及びその周辺の観光施設情報を周知するコンテンツを作成すること。なお、観光施設情報については、地図上にプロットし、位置を示すこと。観光施設情報に関するデータは、本県の所有する観光デジタル情報プラットフォームの情報を活用すること。プラットフォーム内の資料の提供を希望する場合は、募集要項に記載する発注者連絡先宛に電話にて連絡すること。
- ・ 静岡県の観光資源の紹介、宣伝、観光振興等を目的とした動画を流せるコンテンツとすること。動画は本県から提供する。

参考動画 URL（静岡県観光交流局 HP）：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1040867/1021792.html>

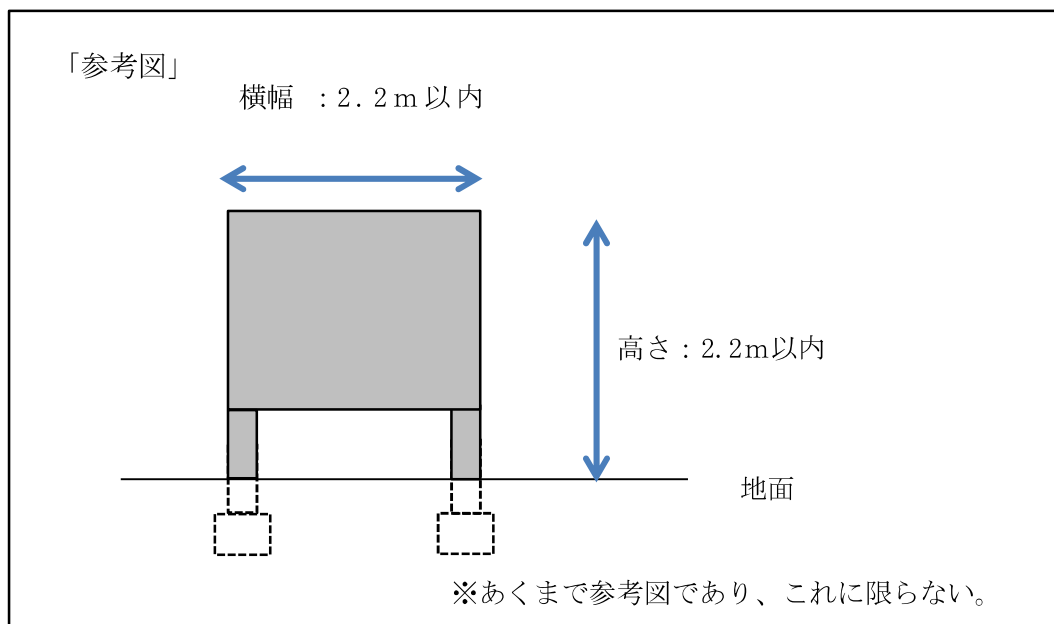
上記のほか、本県から動画が提供された際は、それを反映できるものとする。

- ・ 設置後、観光案内板に表示する情報が更新された際、後年度に実施するメンテナンス時にその内容を板面に反映する予定である。このため、反映に要する費用を維持管理費に考慮し、提案の際はその手間、費用を抑えられる更新方法を提案すること。

- ・ その他、詳細な画面の構成や表示方法は、発注者側から指定せず、受注者からの提案によるものとする。
- ・ その他、利用者にとって有益となるコンテンツや県にとって有益な機能等がある場合は、独自に提案すること。

<ハード面>

- ・ 材質、形状は、設置場所周辺の環境及び屋外での設置を考慮するとともに、暴風雨や地震等に耐え得るもので、倒壊、落下、剥離等により車両や歩行者に危険を及ぼさないものとする。また、美観を損ないデザインとし、支柱や枠等の構造物の色彩は、静岡市風致地区条例に適したものとする。
- ・ 設置位置は屋外であるため、タッチ式の画面が機能するよう雨風に対応した構造とすること。
- ・ 設置後（後年度）に要する維持管理等経費（ハード面、コンテンツ内容の更新等、後年度にかかる費用全て）を示すこと。
- ・ サイズは、下記「参考図」に示すサイズ以下で提案すること。
- ・ 横幅は、設置場所の現地状況等を考慮し、基礎を含め、設置可能な寸法とすること。
- ・ 奥行きは、必要最低限とすること。



5 その他

- ・ 業務内容の実施にあたっては、発注者からの指示に基づき協議のうえで実施することとし、業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令及び条例等を遵守すること。
- ・ 受注者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要な人員を十分に確保すること。
- ・ 受注者は、発注者との連携を密にし、必要に応じて情報交換を行うこと。

- 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算時の諸事情によって変更することがある。
- 委託業務の実施に当たって、仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。